

平成26年度消費税対策事業補助金募集要項 (京都市・京都府中小企業団体中央会共同事業)

1 事業内容

消費税率引き上げ後の売上減少の緩和に向けた消費喚起の取組を支援するため、京都市内を中心に組織される小売販売を行う事業者による同業者組合が実施する事業を募集し、その事業費の一部を補助します。

2 募集対象者

小売業を営む同業者組合（小売業に従事する者が、業種別に組織する協同組合等）で次の条件を満たす組合。

- ① 京都市内に組合の主たる事務所を設けていること。事務所がない場合は組合員の半数以上が京都市内に店舗を有すること。
- ② 法人格を有していること。

3 募集事業

(1) 事業内容

組合が一般消費者を対象に実施する、消費喚起に向けた事業（施設の整備に係るものを除く）を対象とします。

なお、平成27年1月31日までに事業の終了及び事業経費の支払いを完了することを要件とします。また、可能な限り平成26年9月までに具体的な事業を開始してください。

- (例) ① イベント
② 統一セール、スタンプラリー、抽選会など
③ 消費者啓発（広告を含む）

※ 補助事業であるため、直接収益を得る事業については対象外です。（例として補助金により製作したものを販売し、収益を得るもの。）

(2) 事業実施期間

支援を決定した日から平成27年1月31日までに終了する事業（支払いも完了する必要があります。）。ただし、期限到来前に終了した事業はこの限りではありません。

なお、可能な限り平成26年9月までに具体的な事業を開始してください。

※ 採択された事業については、組合名、代表者名、事業名、事業内容、補助金額等を公表します。

4 補助金額

補助対象事業費の3分の2以内で、50万円以内。なお、1,000円未満の端数は切り捨てます。

- ※ 募集事業が多数の場合、事業を審査した結果、補助金額を減額する場合があります。
- ※ 事業が採択され、補助金の交付決定後に生じた事業の変更については変更申請書に

より届け出ていただく場合がありますが、変更で生じた補助金の増額はできませんので了承のうえ提案ください。

※ 補助金の支払いは、提案事業終了後の精算払となります。

※ この補助金以外の他の同様の補助金の併用は認められませんので、ご注意ください。

5 補助対象事業費

委員謝金、交通費、会場賃借料、広報費、印刷費、通信運搬費、レンタル・リース費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費など（京都府中小企業団体中央会消費税対策事業補助金交付要綱第5条に定める補助対象経費費）。以下の経費は補助対象外とするか、対象事業費を限定しますので、特にご注意ください。

- ・ 備品の購入費用は対象外です（消耗品費については、当該事業のみで使用されることが確認できる場合は対象とします。）。
- ・ プレミアム商品券を発行する場合のプレミアム負担分は補助対象外です（商品券の印刷費用は補助対象とします。）。
- ・ イベントでの景品購入費用については、京都府内産品のみ対象とします（チラシ・ポスターなどにより周知した内容・個数のみ対象）。また、来場者全員に配布する啓発普及品購入費用については、1人当たり200円以内とします。なお、景品購入と啓発普及品購入を合わせた費用については、補助対象経費の2分の1以内を限度として補助対象とします。

6 補助対象組合の選定

補助対象組合は、応募内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちからより緊急度の高いものについて選定します。

(1) 募集期間

平成26年3月18日（火）～平成26年5月30日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

- ①消費税対策事業補助金申請書（第1号様式）
- ②予算書（第2号様式）
- ③事業計画書（第3号様式）
- ④組合員名簿
- ⑤その他提案事業を説明するための資料等

7 相談先・問い合わせ先

〒615-0042 京都市右京区西大路五条下る京都府中小企業会館4階
京都府中小企業団体中央会（各組合の担当者へご連絡ください。）
TEL 075-314-7131，FAX 075-314-7130

8 その他

補助金は予算の範囲内で交付しますので、期間内であっても募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますのでご了承ください。